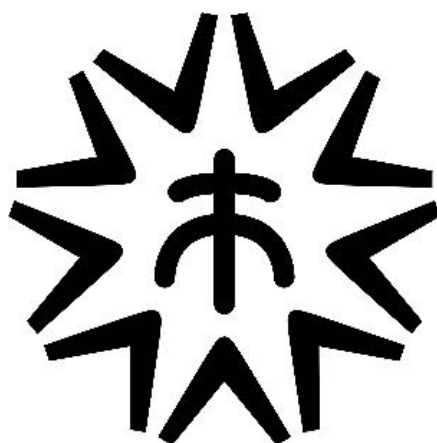


「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務」に係る提案依頼書
(公 募 型)



令和8年10月

呉市市民部市民窓口課

はじめに

市民の利便性の向上と窓口業務の効率化を図ることを目的として、本庁舎1階の窓口には番号案内表示システムを導入するにあたり、広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務
- (2) 業務内容 別紙1「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務仕様書」のとおり
- (3) 業務場所 呉市役所本庁舎1階
- (4) 委託期間 設置業務は契約締結日から令和9年3月31日まで
運用業務（広告事業含む。）は令和14年3月31日まで
- (5) 提案上限額
設置業務に係る費用及び初年度の運用に係る費用として11,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
運用業務に係る費用は、広告事業の収益により相殺し、呉市の負担がないものとする。
なお、上記金額は、消費税率10パーセントで算出しており、契約期間中に税率の変更があった場合は、市と協議のうえ調整を行う。
※ 上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく呉市の一般競争入札に参加させない措置を受けていないこと。
- (3) 呉市の「令和8年度入札参加等有資格業者名簿」の「入札参加等希望品目・業種分類一覧表」の分類「086 広告・宣伝」に登録されていること。
- (4) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (8) 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 過去5年以内に、他の地方公共団体（人口5万人以上）において広告付き窓口番

号案内表示システム設置及び運用の実績があること。

3. 参加申込書の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意志のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加申込書

①参加申込書【様式1】

②商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本

(2) 提出先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所 市民窓口課 管理グループ

電 話 (0823) 25-3162

FAX (0823) 22-6705

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出期限

令和8年11月4日(水) 17時まで ※郵送の場合同日必着

(5) 資格審査

参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加資格審査結果の通知をする。

(6) 参加辞退

参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届(任意様式)を書面で提出すること。

4. 審査及び評価基準

(1) 審査項目

ア. 実現性

イ. 機能性

ウ. Web対応

エ. 統計管理

オ. 広告付運用

カ. 運用・保守・セキュリティ

キ. 経費

※審査項目の詳細、審査の視点及び配点は、別紙6「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

(2) 審査方法

呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務業者選定委員会で審査する。

(3) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、提出された企画提案書とプレゼンテーションをもとに決定する。

(4) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後、全提案者に書面で通知する。

(5) その他

たとえば、提案事業者が1社であっても審査を行う。

優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次点候補者から順次、契約交渉を行い、

合意に達した業者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りではない。

5. 質疑・回答

質疑がある場合は、【様式2「質問書」】を市民窓口課管理グループ宛にFAX又はE-mailのいずれかで提出すること。

令和8年10月19日（月）17時を期限とする。

回答は、令和8年10月23日（金）17時までに呉市ホームページへの掲載を行う。
また、回答した内容については、本業務の仕様書に書かれているものと同等に扱う。

6. 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認めた者は、企画提案書を提出すること。

作成要領は別紙7「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務企画提案書作成要領」のとおり。

7. スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり。

内 容	期 間 等
提案依頼書の公告	令和8年10月9日（金） 場所： 呉市ホームページ
質問の受付・回答	受付期限 令和8年10月19日（月）17時まで 回答は、10月23日（金）17時までに呉市ホームページに掲載する。
参加申込書提出期限	令和8年11月4日（水）17時まで
企画提案書等提出期限	令和8年11月11日（水）17時まで
提案説明会 （プレゼンテーション）	令和8年11月16日（月）～11月20日（金）の間で別途指定する日時とする
受託候補者選定結果の通知	令和8年11月24日（火）予定
委託契約締結	令和8年12月中旬予定

8. 問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

呉市役所市民窓口課管理グループ 担当 加藤，徳丸

電 話：（0823）25-3162

FAX：（0823）22-6705

E-mail：simin@city.kure.lg.jp

9. その他

- （1）企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用，旅費等々）は全てプロポーザル参加者の負担とする。
- （2）提出書類は必要に応じて複写する。
- （3）提出書類は返却しない。

(4) 委託業務の中途解約について

本件業務委託の実施において、市民サービスの低下と見なされる事象（事務誤り、業務遅延、市民とのトラブル等）が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的である市民サービスの向上が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解約することがある。